

家族政策が出生率に及ぼす影響

2020年11月10日

財務省財務総研「人口動態と経済・社会の変化に関する研究会」第2回

東京大学経済学研究科

山口慎太郎



自己紹介

経歴

- 慶大卒、米ウィスコンシン大Ph.D（経済学）
- カナダ・マクマスター大を経て、2017年より東大

専門分野

- 家族の経済学、教育経済学、労働経済学
- 実証研究、政策評価、データ分析

著書

- 「家族の幸せ」の経済学（光文社新書）
- 「子育て支援の経済学」（日本評論社）来春出版予定
きょうの発表はこちらの第1-4章をまとめたものです。



経済理論からみた少子化対策の正当性

子どもを持つことの「外部性」

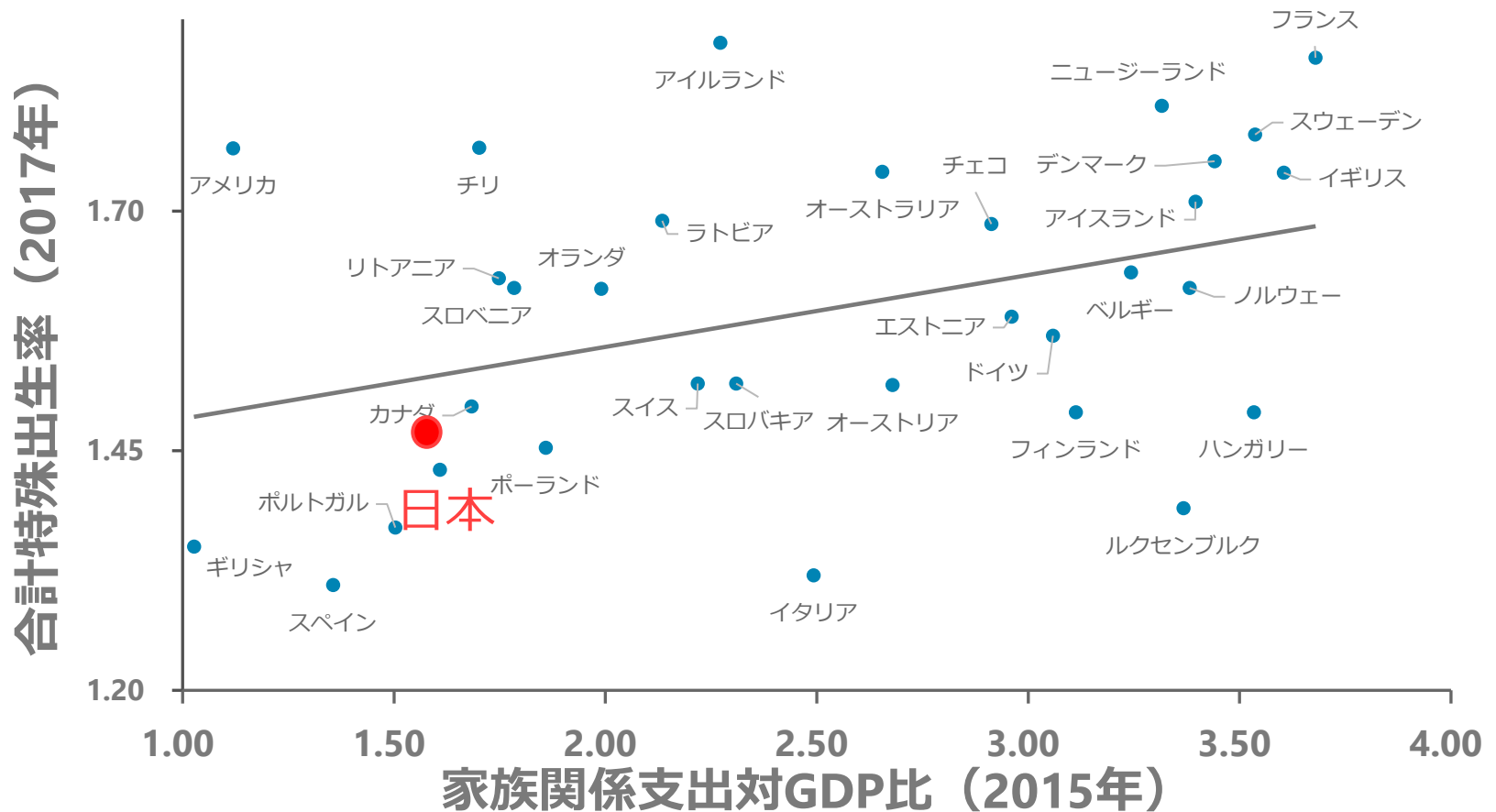
- 子どもは将来の生産の担い手
⇒ 社会全体にとって有益な存在
- 子育て費用は親が負担
- 親個人から見ると、便益 < 費用となり、
出生率は社会的な最適水準より過小に

政策介入が社会厚生 of 改善に



家族関係社会支出と出生率

- 家族関係社会支出と出生率は正相関
- 日本の家族関係社会支出は少ない





ここからの話の構成

現金給付の効果

児童手当、育休給付金、税制を通じた支援策

現物給付の効果

保育所など

より効果的な少子化対策に向けて

女性の子育て負担軽減に狙いを定めた対策が有効



現金給付の効果



お金で子どもは増やせるか

子どもの「量」と「質」は両立しがたい

(Becker, 1967)

- 子どもの人数（量）が多ければ、一人あたりにかけられるお金（質）は少なくなってしまう
- 1人あたりにたくさんのお金をかけようとする、たくさん子どもを持つことはできない
- 所得が増えても、お金は「質」に向かいがち。
「質」が上がれば「量」には下げ圧力が
現金給付が子どもの数を増やすとは限らない



実証例 1 : カナダ・ケベック州

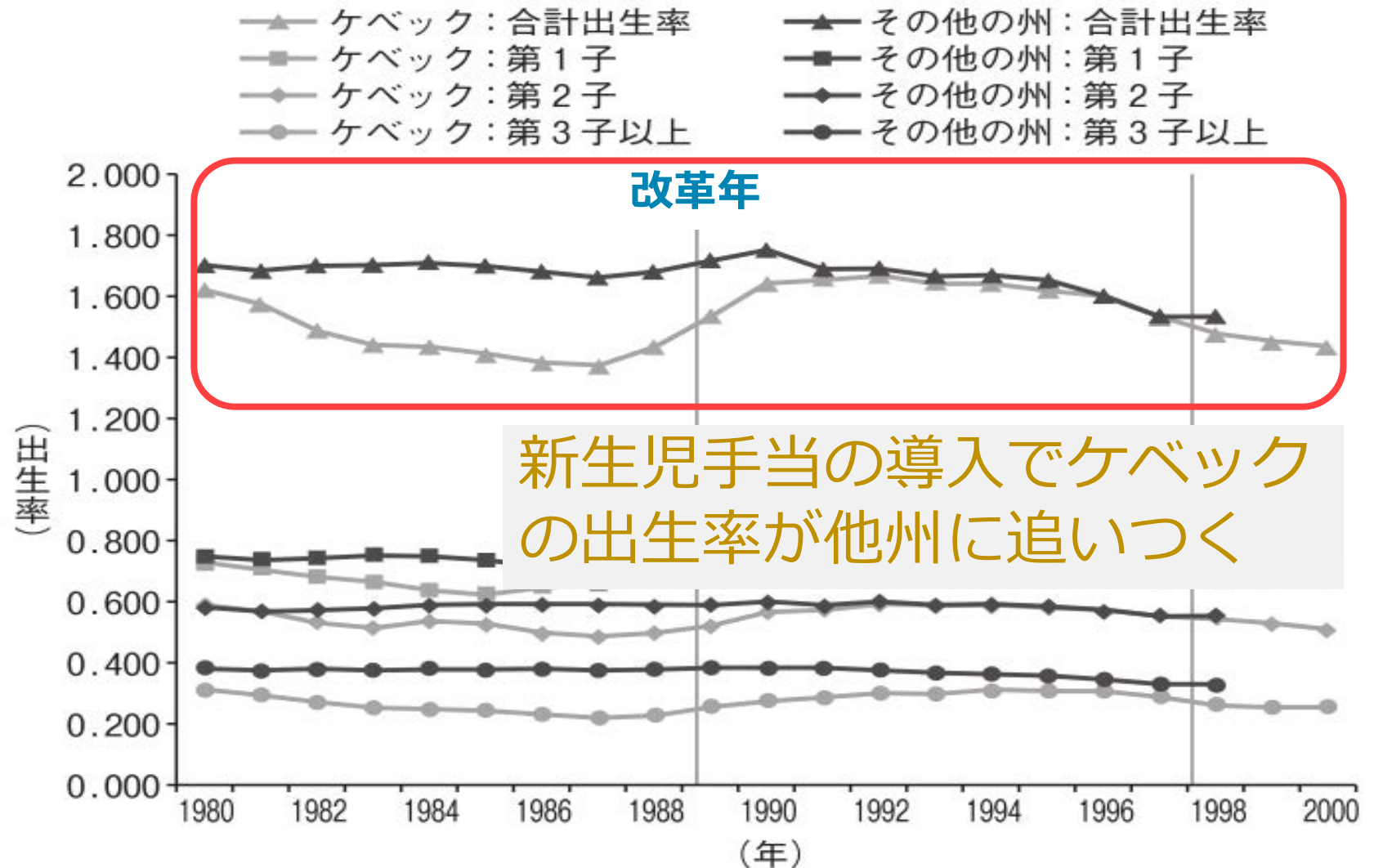
新生児手当

- 1988年の導入時は第1子、第2子に500カナダドル、第3子以降は1人に付き3000カナダドル
- 1992年時点では第2子に1000カナダドル、第3子以降は1人に付き8000カナダドル
- 1997年に終了（「1日5ドルの保育」に置き換えられる）
- カナダの他州では同時期に家族関係社会支出が大きく変化するような改革は実施されず

ケベック州と他の州を通時的に比較することで、政策の効果を推定（差の差分析）



ケベック州とカナダ他地域の出生率推移



(出所) Milligan (2005)、Fig 1より。



実証例 2 : スペイン

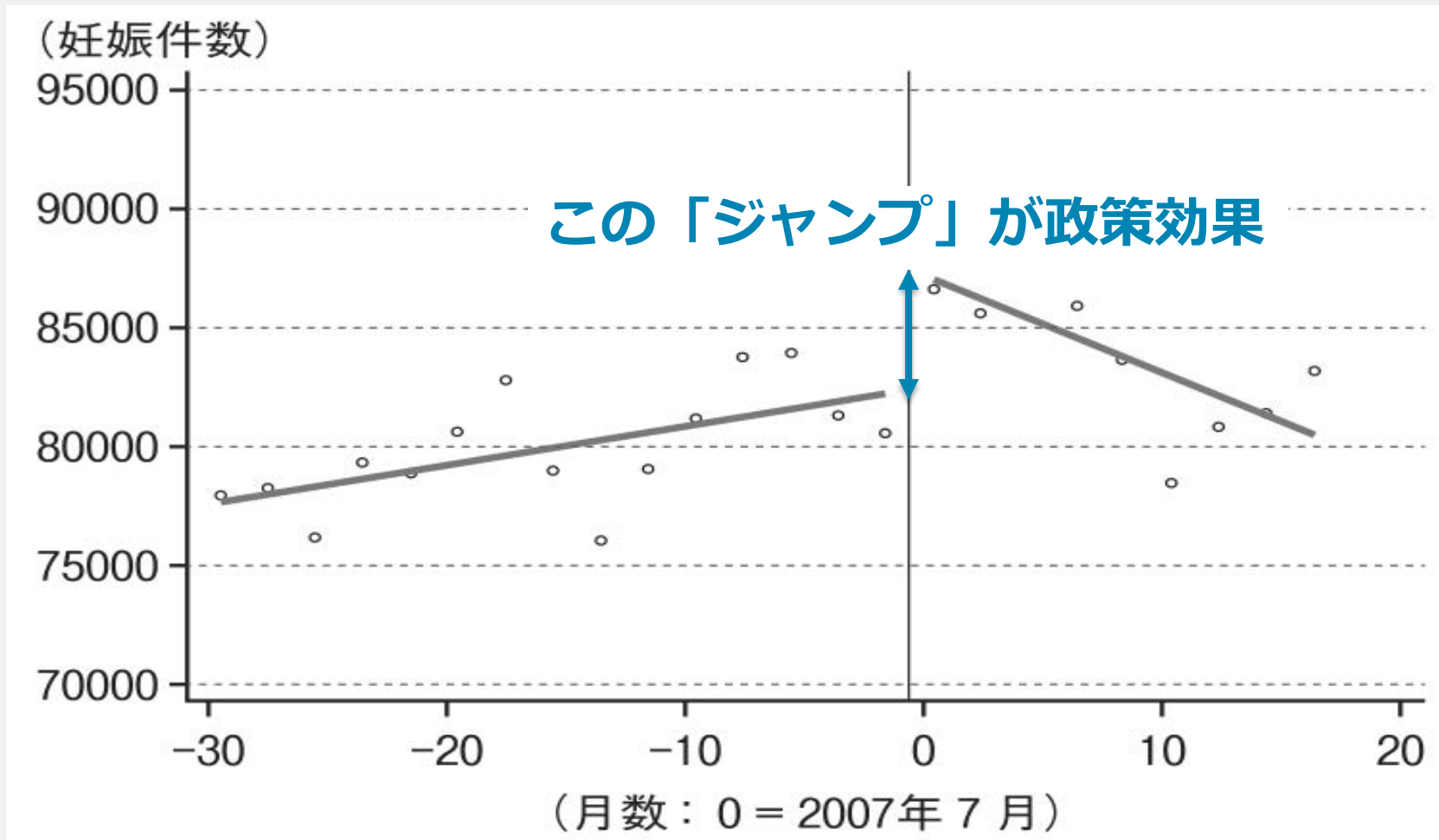
出産一時金

- スペインにおいて2007年7月に所得制限なしの出産一時金が導入
- 子どもが生まれた際に、2500ユーロが支払われた
- 最低賃金で働くフルタイム労働者の、月給4.5ヶ月分に相当する大きな金額

導入直前と直後の出生率を比較し、政策効果を推定



スペインにおける出産一時金の効果



注) 改革の影響を最初に受けるのは横軸0時点であるため、垂直線は0のやや左に引かれている。

(出所) González (2013)、Fig.1より。



現金給付政策と出生率

効果はあるが大きくはない

- イスラエル、カナダ、スペイン、ロシア、オーストリア、フランス、ドイツ(育休給付金)では統計的に有意なプラス効果
- アメリカ、イギリス、ドイツ(育休給付金)の研究では効果が認められず

給付金に対する出生率の弾力性

給付金が1%増えると出生率は0.1-0.2%上昇

子育て支出に対する出生率の弾力性

18歳までの子育て支出が1%減ると、出生率がおよそ4%上昇

日本についてはエビデンスに乏しい（現在研究中）



現金給付政策と出生率

出生順位や家計所得による効果の違い

- はっきりとした結果はわかっていない
- 低所得家計には効果が強い傾向？

税制を通じた支援策

- アメリカのEITCやイギリスのWFTCなど
- 母親の就業率引上げには成功、出生率の上昇にはつながらず
- 母親の就業率と出生率の引上げにはトレードオフが存在



育休政策と出生率

育休政策と出生率

- オーストリアでは出生数増
- スウェーデン、ノルウェーの研究では育休改革が出生率に与える影響は無いと報告
- 育休政策が出生率へ与える影響は、研究の数が少なく、コンセンサスは得られていない



現物給付の効果

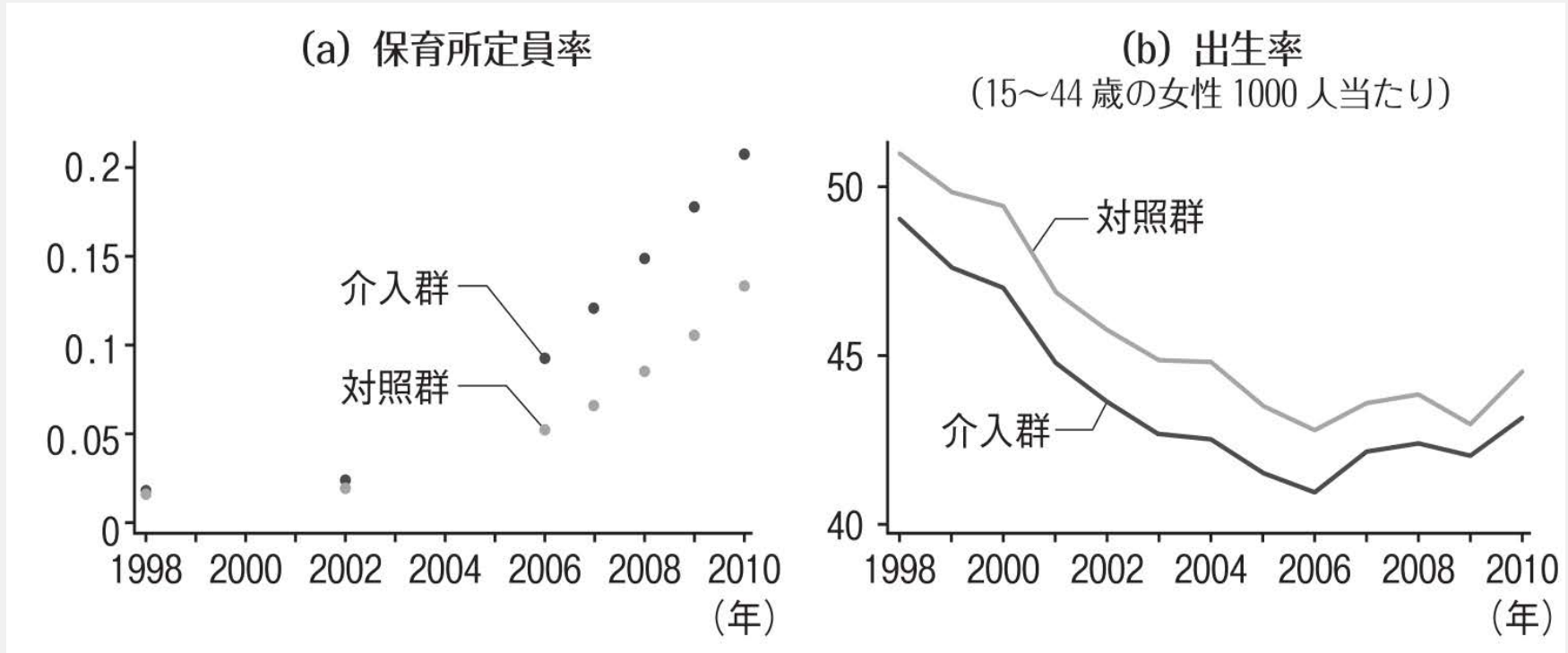


旧西ドイツ地域の保育所増設

- 2000年代初頭の保育所定員率はわずか5%
- 保育所定員率
⇒子ども1人当たりの保育所枠
- 2005～2008年にかけて、出生率向上を目標とする保育改革を実施
- 1歳以上の子どもへ保育所へ入所する法的な権利を付与
- 2009年には保育所定員率は3倍の15%に



旧西ドイツ地域の保育所増設



(出所) Bauernschuster, Hener and Rainer (2016)、Figure 2より。

改革が行われた2006年から、介入群と対照群の出生率の差が縮小。つまり改革が出生率を向上。



日本の保育所整備

- 2000年代における保育所整備の伸びの地域差に着目
- 待機児童が存在し、女性の労働参加率が中央値を超えるとされた地域では、保育所定員率10%ポイントの増加に対し25~39歳の出生率が4%増加



保育所整備を評価した研究の全体像

旧西ドイツ地域、ノルウェー、日本

保育所の利用が限られた地域・時代では、
保育所整備が出生率へ一定の効果を持った
可能性が高い

スウェーデン、旧東ドイツ地域

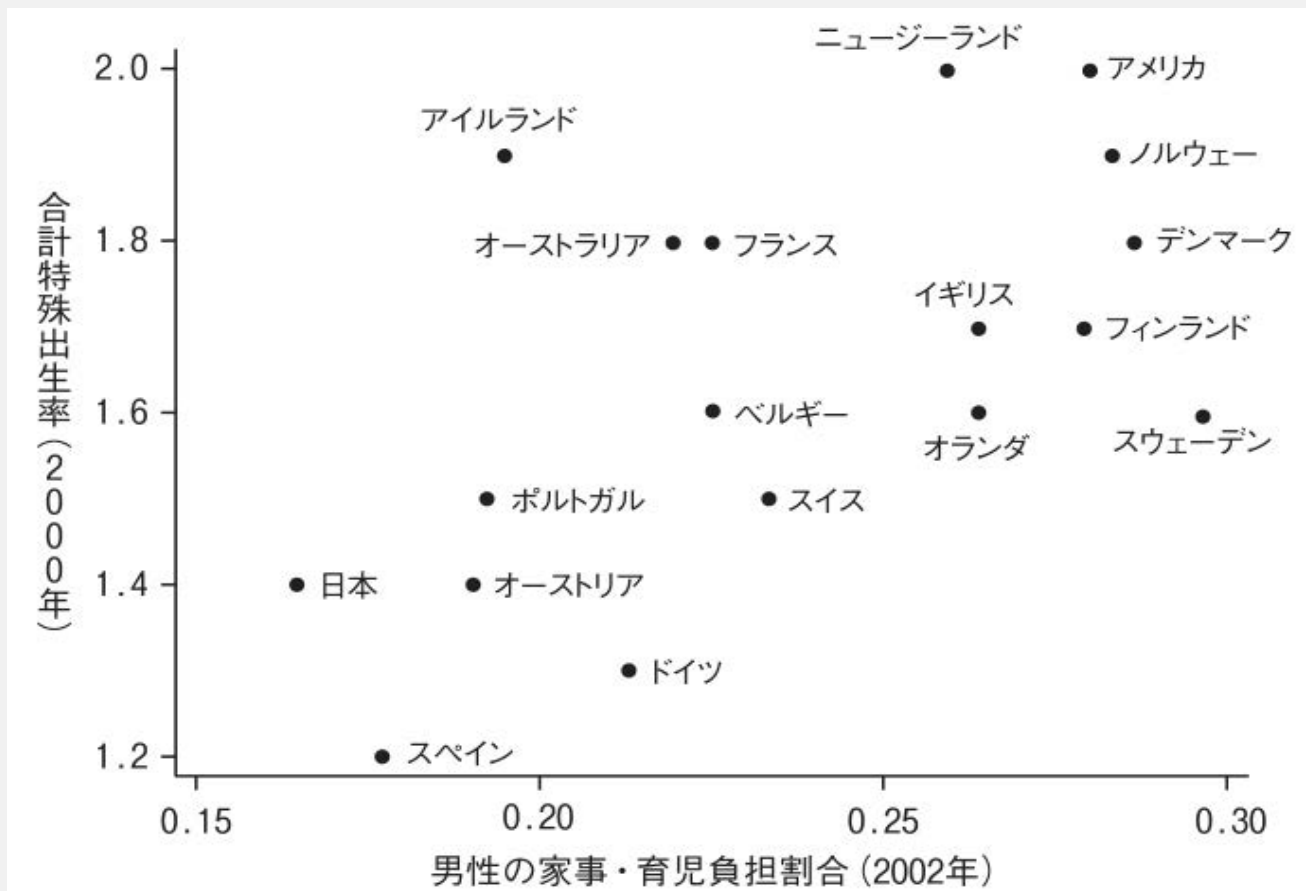
既に保育所利用が進んでいた地域・時代では、
保育料金引き下げや家庭保育支援金にはっきり
とした効果は見られず

効果的な少子化対策に向けて



ジェンダー平等と出生率

男性の家事・育児負担と出生率



注) 合計特殊出生率は国連「UNdata」、女性が評価した男性の家事・育児負担割合は「国際社会調査プログラム」2002年調査より。

(出所) Feyrer et al. (2008) のFigure 5より。



夫婦間交渉を通じた意思決定理論

Doepke and Kindermann (2019)

- 子育てや労働市場の男女平等が進んでいる国ほど、子どもを持つかどうかの夫婦の意見が一致する傾向（Generations and Gender Programより）
- 意見の一致があるほど出生率も高い。女性の意向が特に重要。
- これまでの政策分析は夫婦全体の費用のみに着目
 - ⇒ 実際に誰が費用を負担するかという視点

同じ政策コストでも、直接、妻の負担を減らす政策がより有効と指摘



政策効果の理論的予測

単なる子育て費用の引き下げではなく、**妻の負担軽減につながる政策**が出生率引上げに特に効果的

- 児童手当・子育て世帯への税制優遇
 - ⇒ 妻の負担軽減にはつながらないことも
- 育休政策・保育への補助金
 - ⇒ 女性の子育て費用削減に効果的
 - ⇒ 費用対効果の高い政策と考えられる



さまざまな政策を比較すると保育・ 幼児教育が特に有効

	出生率	
育休期間 の最大週数	0.002 (0.001)	-0.001 (0.001)
育休期間の 最大週数の 2 乗	0.001 (0.001)	0.001 (0.001)
有給の育休期間 の割合		0.002 (0.000)
育休給付金の 所得代替率		0.000 (0.000)
保育・幼児教育 (%、対 GDP 比)		0.270 (0.024)
定数項	2.810 (0.117)	1.753 (0.057)
R^2	0.718	0.692
従属変数の平均	1.9	1.7
観測数	1325	806
サンプル期間	1970～ 2014年	1970～ 2010年
国数	30	22

国際パネルデータによる分析

- 育休期間はほとんど影響なし
- 給付金の支払い期間は少ないながら影響が存在
- 保育・幼児教育が最も大きな影響

(出所) Olivetti and Petrongolo (2017)、Table 3より。



まとめ

- 日本の家族関係社会支出はかなり少ない
- 個別政策に注目し、因果関係を推定した実証研究でも、一定の出生率上昇効果が認められる。
- 同じ費用でも、女性の子育て負担軽減に狙いを定めた政策が有効
例：保育所整備の推進